

公 告

予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公示する。

令和元年10月23日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 長 正敏

記

- 1 競争入札に付する事項
北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）機械浴槽購入及び設置作業契約
- 2 履行場所、履行年月日、仕様等
仕様書記載のとおり。なお、仕様書は下記3の場所において交付するが、郵送を希望する者は担当者まで連絡すること。
- 3 契約事項を示す場所、本件に関する問合せ先
北海道労働局総務部総務課会計第四係 担当：佐々木、唐木田（電話011-700-5451）
- 4 政府電子調達システムの利用
本案件は、政府電子調達システムを利用した電子入札により執行する。なお、電子入札によりがたい者は、支出負担行為担当官あて書面による申出の上、紙入札により参加することができる。
- 5 参加申込期限
令和元年11月7日（木）17時15分
- 6 入札書の受領期限
令和元年11月8日（金）10時00分
- 7 競争入札執行日時
令和元年11月8日（金）10時05分
- 8 **紙入札者が事前に入札書を提出する場合の提出期限及び郵便（書留に限る。以下同じ）により入札書を提出する場合の到着期限及び場所**
令和元年11月8日（金）10時00分
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階
北海道労働局 総務部総務課 会計第四係
- 9 競争入札執行の場所
政府電子調達システム（<https://www.geps.go.jp/>）
札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課 会計第四係
- 10 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項
 - (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度の一般競争（指名競争）参加資格に係る「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」における格付けが次に該当する者であること。
「物品の販売」「役務の提供等」／「北海道地域」／「A」「B」又は「C」等級
 - (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (7) 労働関係法令を遵守していること。
 - (8) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札書提出期限の直近2年間（才及び力については2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。
ア．厚生年金保険 イ．健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ．船員保険
エ．国民年金 オ．労働者災害補償保険 カ．雇用保険
※各保険料のうち才及び力については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについて納付期限が到来しているものに限る。）こと。
 - (9) この入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ上記3に照会すること。

11 入札への参加申込方法

上記5の参加申込期限までに、「資格審査結果通知書」の写し、支出負担行為担当官が別に指定する保険料納付に係る申立書、暴力団排除の推進に係る誓約書、上記10で提出を求めている書類がある場合はそれらの書類及び「入札参加申込書」（以下「申込書等」という。）を併せて提出すること。

電子入札参加希望者は、システムにおける「証明書提出」の際に、申込書等をPDF形式で登録すること。入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

紙入札参加希望者は、申込書等を上記3の場所まで持参するか、参加申込期限までに当局に到着するように郵便により提出すること。入札に関する権限を代理人に委任する場合は、委任状を併せて提出すること。

12 入札の方法

政府電子調達システムによる電子入札及び事前提出による紙入札（郵送可）により執行する。

電子入札参加者は、上記6の日時までに、システムが定める手続きに従い入札すること。

紙入札参加者が事前に入札書を持参する場合は、入札書を封入した封筒の封皮に氏名を記入するとともに、「（入札件名）入札書在中」の旨を朱書きした上で、遅くとも上記8の提出期限までに持参すること。

紙入札参加者が郵送により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書を封入した内封筒の封皮に氏名を記入するとともに、郵送用の外封筒には「（入札件名）入札書在中」の旨を朱書きすること。また、上記8の到着期限までに当局に到着するように投函し、かつ、同期限までに当局へ連絡し、到着したことを確認すること。

電報、ファクシミリ又は電話による入札は認めない。

13 入札金額の入力又は記載

落札者の決定に当たっては、入札金額にその**10%**に相当する額（1円未満の端数切捨）を加算した額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税及び地方消費税込）の**110分の100**に相当する額を入札金額としてシステムに入力し又は入札書に記載すること。

14 入札保証金及び契約保証金

予決令第7条第2号及び同令第100条の3第3号により免除。

15 入札の無効

上記10に示した資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

16 契約書作成の要否

要（紙媒体）

17 低入札価格調査

本件は低入札価格調査制度を適用する。最低価格の入札金額が調査基準価格を下回った場合に低入札価格調査を実施し、最低価格の入札者を落札者としがない場合がある。調査の対象となった入札者は、調査に協力すること。

入札説明書

北海道労働局が発注する調達（工事に係るものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する場合において、入札参加者が知り、かつ遵守しなければならない事項については、法令に定めるもののほか、本書により定める。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）機械浴槽購入及び設置作業契約

(2) 仕様等

調達の仕様、入札参加資格、入札執行までの日程等については、公告、仕様書及びその他の関係資料（以下「公告等」という。）に示すとおり。

2 公告等の熟読

(1) 入札参加者は、公告等を熟読のうえ参加しなければならない。

(2) 入札参加者は、公告等について疑義があるときは、当局職員に説明を求めることができる。

(3) 入札者は、入札後、公告等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3 入札保証金及び契約保証金

「一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）」（以下「全省庁統一資格」という。）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4 入札への参加申込方法

(1) 提出書類

①全省庁統一資格に係る「資格審査結果通知書」の写し

②支出負担行為担当官が別に指定する保険料納付に係る申立書

③支出負担行為担当官が別に指定する暴力団排除の推進に係る誓約書

④支出負担行為担当官が別に指定する指名停止措置の有無等に係る自己申告書

⑤公告等において他の書類の提出を求めている場合はそれらの書類

⑥入札参加申込書

(2) 参加申込期限及び参加申込方法は公告に示すので従うこと。

(3) 政府電子調達システム（以下「システム」という。）による入札（以下「電子入札」という。）参加希望者は、システムにおける「証明書提出」の際に（1）の提出書類をPDF形式で登録すること。

(4) 紙入札参加希望者は、（1）の提出書類を持参するか、参加申込期限までに当局に到着するように郵便（書留に限る。以下同じ）により提出すること。

5 入札に関する権限の委任

入札に関する権限を代理人に委任する場合の取扱いはこちらのとおりとする。

(1) 電子入札参加希望者は、システムが定める委任の手続きを終了しておくこと。

(2) 紙入札参加希望者は、上記4の参加申込と併せて委任状を提出すること。

委任内容に変更が生じた場合は、変更後に参加するすべての案件について、速やかに（遅くとも入札書の提出までに）委任状（任意様式）を再度提出すること。

(3) 入札参加者又はその代理人は、同一の入札に係る他の入札参加者の代理人を兼ねることができない。

6 入札の方法

(1) 入札執行の日時及び場所は公告に示すので従うこと。

また、入札書以外に提出すべき書類がある場合は、公告等に示すので従うこと。

(2) 電子入札参加者は、システムが定める手続きに従い入札すること。

(3) 紙入札参加者が事前に入札書を持参する場合は、入札書を封入した封筒の封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称。以下同じ）を記入するとともに、「（入札件名）入札書在中」の旨を朱書きした上で、公告で示す提出期限までに持参すること。

(4) 紙入札参加者が入札書を郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を封入した内封筒の封皮には（3）の場合と同様に氏名を記入するとともに、郵送用の外封筒には「（入札件名）入札書在中」の旨を朱書きすること。

また、公告で示す到着期限までに当局に到着するように投函し、かつ、同時刻までに当局へ連絡し到着したことを確認すること。

(5) 電報、ファクシミリ又は電話による入札は認めない。

7 入札金額の入力又は記載

落札者の決定に当たっては、入札金額にその**10%***に相当する額（1円未満の端数切捨）を加算した額をもって落札金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税及び地方消費税込）の**110分**の**100***に相当する額を入札金額としてシステムに入力し又は入札書に記載すること。

※ 消費税等に係る税率が変更されたときは、変更後の税率に合わせてそれぞれ読み替える。

8 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 上記4（1）②の申立書、③の誓約書又は④の自己申告書を提出しない者、虚偽の申立又は誓約をした者、若しくは申立書、誓約書又は自己申告書に反することとなった者による入札
- ④ システムが定める委任の手続きを終了していない代理人又は委任状を持参しない代理人による入札
- ⑤ 紙入札において、記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑥ 紙入札において、金額を訂正した入札、金額が不明瞭な入札又は「ㄥ」記号を欠く入札
- ⑦ 紙入札において、入札書提出年月日の不整合等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑧ 単価に予定数量を乗じた額をシステムに入力し又は入札書に記載することを求めた入札において、システムへの入力又は入札書の記載に計算誤りがある入札
- ⑨ 談合による入札
- ⑩ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者による入札
- ⑪ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が支出負担行為担当官の審査の結果採用されなかった入札
- ⑫ 上記6の期限の日時までに到着しない入札
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札の延期等

入札参加者が談合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。

10 開札の方法

（1）電子入札参加者の場合

システムが定める方法に従い開札する。入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、開札時刻に端末の前で待機すること。

（2）紙入札参加者の場合

開札後、当局より電話で結果を連絡する。

（3）入札回数について

入札回数は2回を限度とする。

1回目の開札をした結果、落札者となるべき者がいない場合は、開札から2開庁日以内に2回目の入札を行う。

2回目の開札をした結果、落札者となるべき者がいない場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定を適用する。

11 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

システムにより執行する案件の場合は、システムが定める手続きに従い電子くじを実施し、落札者を決定する。

システムを利用せずに執行する案件の場合は、開札に立ち会っている入札者等に紙くじを引かせ、落札者を決定する。

なお、本案件の場合は当該者に代わり、当局職員のうち入札執行事務に関係のない者に紙くじを引かせる。

12 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

13 契約書の提出等

落札者と取り交わす契約書は、電子媒体ではなく紙媒体で作成する。

落札者は、支出負担行為担当官から交付される契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官に提出すること。

14 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

15 入札結果（契約情報）の公表

（1）システムにより執行した案件については、落札者を含め入札者全員の氏名及び入札金額等を同システムが定める手続きに従い公表する。

（2）一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名、予定価格及び契約金額等を北海道労働局WEBサイトに公表する。

入札参加申込書

下記により一般競争入札に参加したいので申し込みます。

入札件名	北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）機械浴槽購入及び設置作業契約		
参加方式	☐ 電子入札 ☐ 紙入札	紙入札方式による参加を希望する場合、電子入札により参加することができない理由 ☐ 認証カードの申請をしていないため ☐ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため ☐ 経費等のため ☐ その他（ ）	
商号又は名称		連絡先（部署等） 名称	
郵便番号、所在地		連絡先 郵便番号、所在地	
代表者役職氏名		担当者氏名	
代表者電話番号		連絡先電話番号	
代表者 F A X 番号		連絡先 F A X 番号	
担当者 メールアドレス			
備考（質問事項）			

令和元年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

- 注1 本書は、次の書類と併せて提出すること。
- ・一般競争（指名競争）参加資格に係る「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
 - ・支出負担行為担当官が別に指定する保険料納付に係る申立書、暴力団排除の推進に係る誓約書、指名停止の有無等に係る自己申告書
 - ・公告等において他の書類の提出を求めている入札の場合はそれらの書類
- 注2 日付の欄には、本書を当局あて提出する日を記載すること。
- なお、郵便により提出する場合は投函日を記載すること。

委任状

紙入札方式により上記の入札に参加するに当たって、入札に関する権限を次の者に委任します。

代理人住所

代理人氏名

印

- 注3 「委任状」は、電子入札により参加する場合又は代理人を定めず紙入札方式により参加する場合は記載せず、斜線等で抹消すること。また、別様で委任状を添付する場合は「別紙のとおり」等と記載すること。
委任内容に変更が生じた場合は、速やかに委任状（任意様式）を再度提出すること。

入札書

入札件名

北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）機械浴槽購入及び設置
作業契約

入札金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円

電子くじ番号

--	--	--

仕様書の内容及び入札説明書で示された事項を承諾し、上記により入札します。

令和元年 月 日

入札者 所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

代理人 住所

氏名

印

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

- 注1 消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100（1円未満端数切上）に相当する金額を入札金額として記載すること。
- 注2 金額の前に「¥」記号を付すること。
- 注3 日付の欄には、本入札書を当局あて提出する日を記載すること。
なお、郵便により提出する場合は投函日を記載すること。
- 注4 代理人により入札する場合、入札者の押印を省略して差し支えないが、
入札者の所在地、商号又は名称、代表者役職氏名、代理人の住所氏名の記載及び
代理人の押印を省略することはできない。
- 注5 提出する際は、「入札説明書」の6（3）（4）（5）に従って、商号又は名称等の
事項を記載した封筒に入れること。
- 注6 電子くじ番号は、落札者となるべき者が2者以上あり、電子くじによる抽選を行う
場合に使用するので、3桁の任意の数字を記載すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和__元__年____月____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和元年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和元年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 長 正敏（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約する。

（総則）

第 1 条 乙は、別添「仕様書」に基づき物品を納入し、甲は、乙から物品を購入するものとする。

（1）契約事項

北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）機械浴槽購入及び設置作業契約

（2）契約金額

円（うち消費税及び地方消費税額 円）

（3）納入期限 令和2年2月29日（土）

（4）納入場所 仕様書に記載のとおり

（契約保証金）

第 2 条 契約保証金は免除する。

（納入及び検査）

第 3 条 乙は、第1条第4号の納入場所に物品を納入し、「仕様書」に基づき業務を履行したときは、直ちに納品書等により、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。

4 第2項の検査に要する費用は、乙の負担とする。

（中間検査等）

第 4 条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について乙に報告を求めることができる。

2 第3条第4項の規程は、中間検査に準用する。

（代金の支払）

第 5 条 官署支出官 北海道労働局長（以下「支出官」という。）は、物品の引渡しを受けた後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

（危険負担）

第 6 条 第3条第2項及び第3項の引渡し前に生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（担保責任）

第 7 条 甲は、第3条第2項及び第3項の引渡しを受けた後180日以内に、当該物品について隠れた瑕疵を発見した場合には、乙の負担において、これを乙に補修させ、又は代品と取り替えさせることができる。

（履行遅滞）

第 8 条 乙は、第1条第3号の納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を付して、甲に対し納入期限の延期を申し出なければならない。

2 甲は、前項の規定による申出を受けた場合において、期限後相当の期間に納入する見込み

があるときは、違約金を徴して納入期限を延期することができる。この場合において、当該遅延の原因が天災その他不可抗力等、乙の責めに帰さない理由によるものであるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 前項の規定による違約金の額は、納入期限の日の翌日から物品を実際に納入した日までの日数（第3条第3項の規定により代品を納入する場合において、当該納入が第1条第3号の納入期限の日の翌日以後となるときは、遅延日数から当該不合格となった物品の検査に要した日数を減じた日数）に応じ当該遅延に係る物品の売買代金につき年5%の割合で計算して得た額とする。

4 前項の違約金は、支出官に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。

5 支出官は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に売買代金等を支払わないときは、約定期間満了日の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払い額につき「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」により計算して得た額の遅延利息を乙に対して支払うものとする。

ただし、計算して得た遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、また、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 甲がその責めに帰すべき理由により検査期間に検査を行わない場合は、検査期間満了日の翌日から検査をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、その遅延日数に応じ前項の規定を適用するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条2項に規定している信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（解除）

第10条 甲は、次の各号に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。

（1）乙又はその代理人がその責めに帰すべき理由により、この契約の条項に違反した場合、又は、乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合。

（2）乙又はその代理人から契約解除の申出があった場合。

2 乙は、甲が前項により本契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

（費用の負担）

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に必要なすべての費用は、乙の負担とする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第12条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措

置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第14条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第15条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第16条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙は、第8条、第10条、第13条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(再委託)

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体

である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(法令遵守)

第27条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。（※以降は役務の場合に記載）なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

（管轄裁判所）

第28条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第29条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議をして定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 長 正 敏

乙

仕 様 書

1 契約事項

北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）機械浴槽購入及び設置作業契約

2 納入及び履行場所（以下「施設」という。）

岩見沢市かえで町8丁目1-1 北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）

3 納入及び履行期限

令和2年2月29日（土）まで

4 調達内容

（1）機械浴槽（以下「機器」という。）の納入

機器の仕様、数量等については、別添設計図面 M-03 のとおり。

併せて、機器の稼働のために必要となる電源装置等の周辺機器、ケーブル等の部材、取扱説明書を納入すること。

本件に参加するにあたって選定する機器については保守を容易とするために標準的な既製品とし、すべて新品とすること。

また、北海道石狩総合振興局または空知総合振興局管内に修理等サービス拠点をもつメーカーの製品とすること。

（2）納入する機器の設置等

①既存機械浴槽の取外し～処分

別添設計図面 M-04 のとおり。

既存の機械浴槽は居住棟管理課2階機械浴室に設置されているため、取外しの上廃棄し、同位置に設置する。

②機器を設置するための給水・給湯・電源接続

別添設計図面 M-03 のとおり。

（3）納入機器の説明等

設置後は、施設の担当者等に対し機器の使用方法等の説明を行うこと。

5 その他

（1）納入及び履行に係る費用は、受託者が負担すること。

（2）納入及び履行に当たっては、施設の設備を破損することのないよう十分に注意すること。

万が一、施設の設備等を破損する事態等が発生した場合は、速やかに北海道労働局担当者あてに報告するとともに、受託者の責任で復旧作業を行うこと。

（3）本件の瑕疵期間は、検収（発注者が、納入機器の設置作業等が完了したことを確認する行為を指す。）の日の翌日から起算して1年間とする。

当該期間内に、納入機器の仕様又は設置方法等の不備等に起因すると認められる事故が発生した場合、受託者は速やかに、納入機器の修理又は交換について、無償でこれを行うこと。

（4）本仕様に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議を行うこととする。

北海道防災特別介護施設 (ケアプラザ岩見沢) 機械浴槽購入及び設置作業

図 面 目 録				
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	縮尺
M-01	機械設備 仕様書	NON		
M-02	案内図・配置図	1/500		
M-03	機械浴室(改修)平面図	1/50		
M-04	機械浴室(既設・撤去)平面図	1/50		

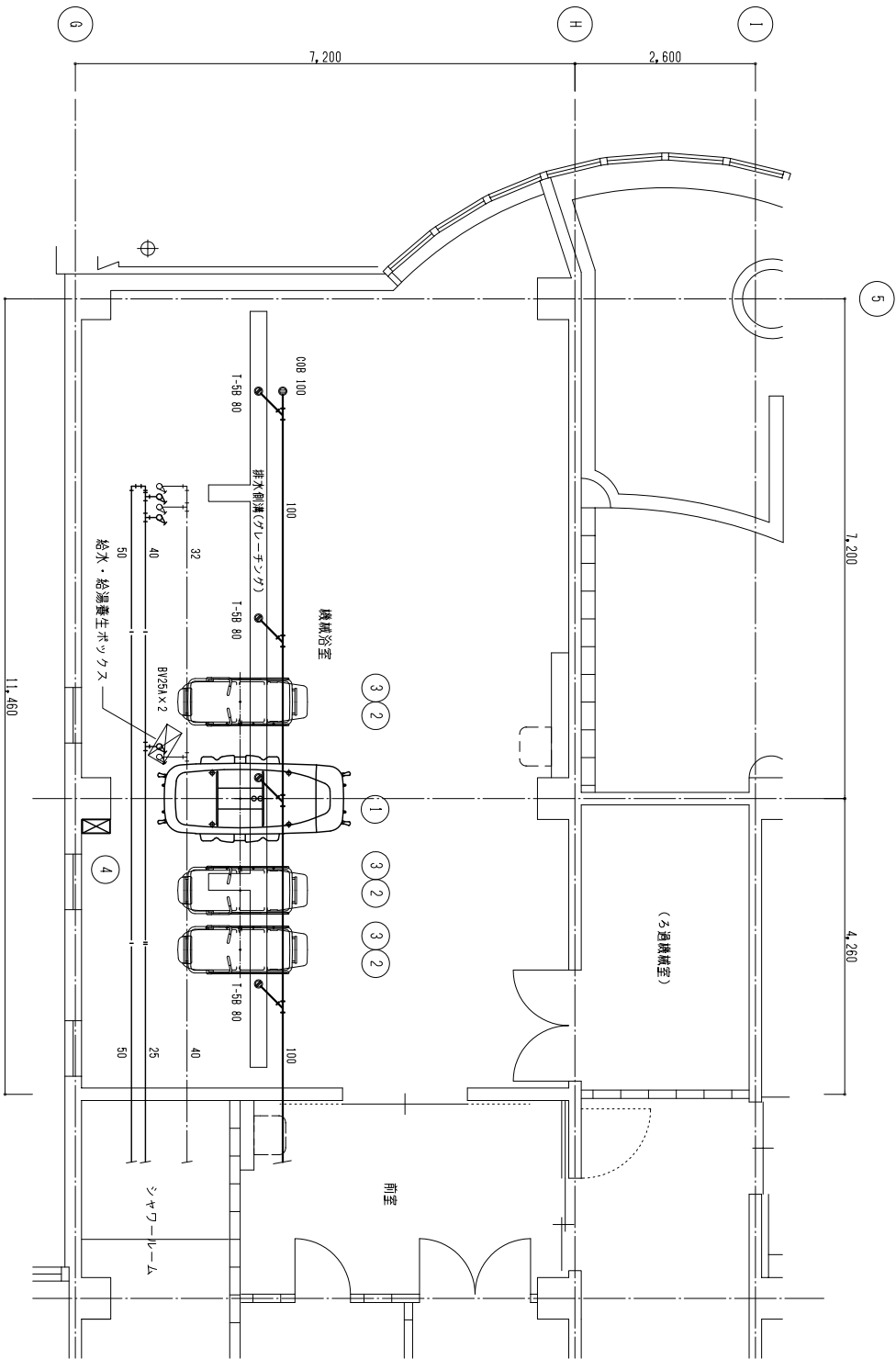
令和元年度

北海道労働局総務部

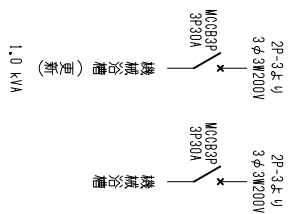
[illegible]

介護浴槽機器表

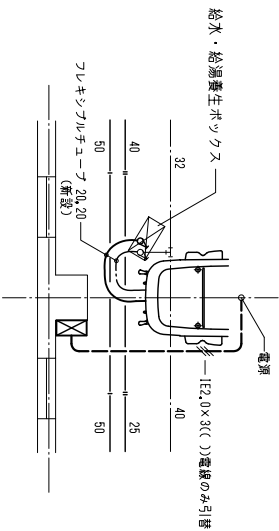
番 号	品 名	寸 法・質 量	数 量	参 考 型 番	備 考
①	介護浴槽	仰臥位浴槽 電動昇降式 両袖	1	酒井医療： R08-460 C	更新
		外形寸法： 2,648×1,245×820～1,235 (H)			
		浴槽内寸法： 1,925×735×450 (H) 昇降ストローク： 415 mm			
		浴槽容量： 450 L			
		給湯温度： 60°～65°			
		給湯水圧力： 120～150kPa 流量 (給水・給湯)： 25 L/min			
		質量： 460 kg			
②	ストレッチャー	電源： 3φ200V×600W(1,000VA) 50Hz	3	酒井医療： ST-470	更新
		型式： 固定式 両袖			
		外形寸法： 1,625×682×720 (H) 担架面高さ： 735 mm			
		最大使用者体重： 100 kg			
		質量： 50 kg			
③	担架	機能： キヤスター／オールロック	3	酒井医療： WS-465	更新
		外形寸法： 1,850×720×290 (H)			
		材質： 主要部分…スチンレス シート、ワットほか…プラスチック類			
④	機械浴室開閉器略	質量： 30 kg	1	既設を再使用する。	
		接続図参照			



既設機械浴室開閉器盤結線図



介護浴槽 給水・給湯・電源接続 S=1/5



介護入浴機器 配置図 S-1/50

特記

図示の介護用入浴機器を更新する。(給水・給湯及び電源の接続工事等も含む)

北海道防災特別介護施設(ケアプラザ)岩見沢
機械浴槽購入及び設置作業

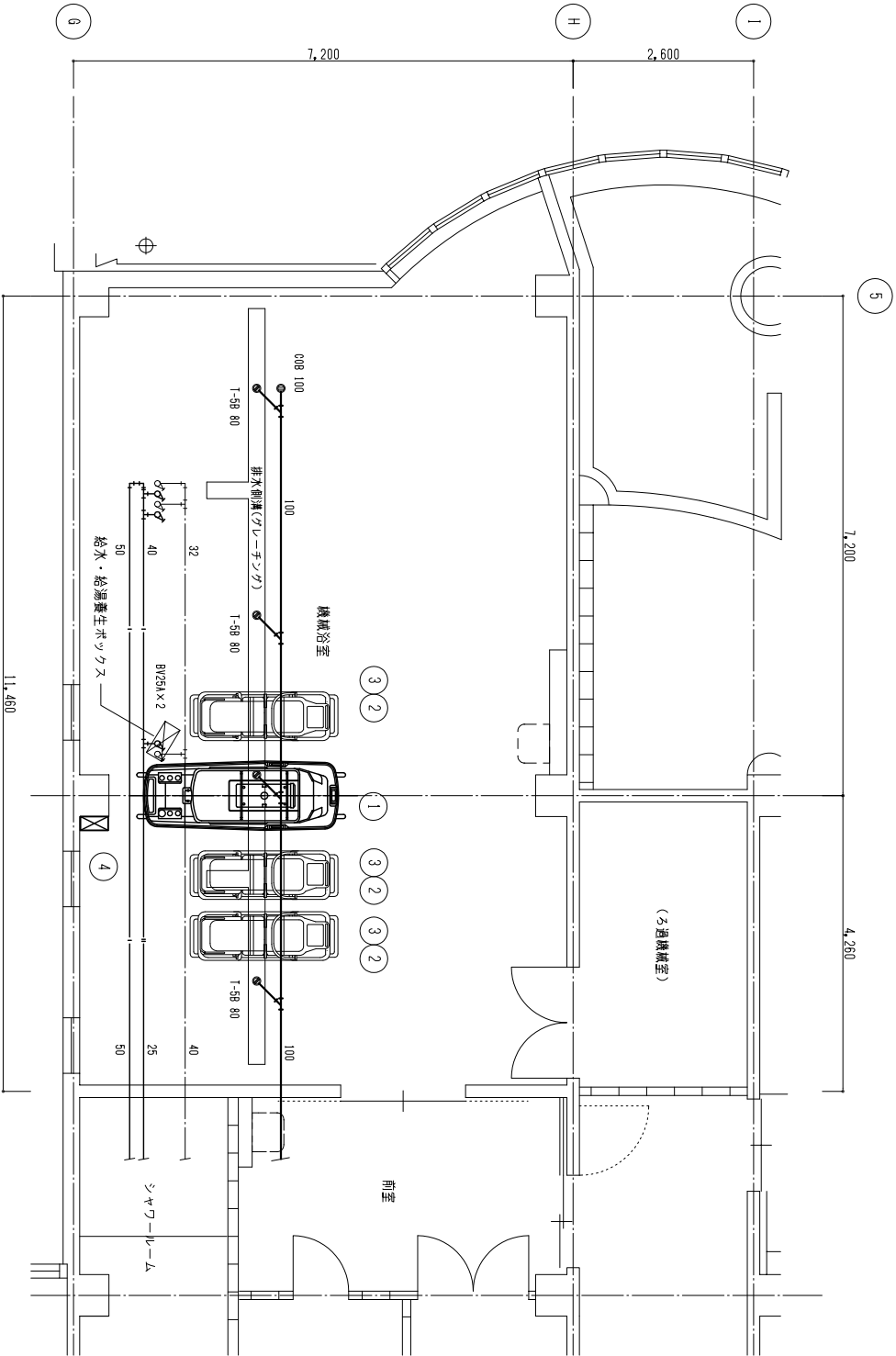
機械浴室(更新) 平面図

$S=1/50$

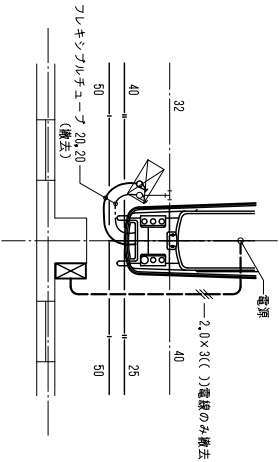
M-03

北海道労働局総務部

介護浴槽機器表				
番号	品 名	寸法・質量	数量	備 考
①	機械浴槽	外形寸法：2,810×1,000×707～1,152 (H) 材質：FRP(浴槽、外装、気泡器)、SS+溶融亜鉛(フレーム) 質量：568 kg	1	06技研：HK-225 撤去
②	ストレッチャー	外形寸法：2,127×700×823 (H) 材質：フレーム…ステンレス スタツア台、水受け…プラスチック類 質量：60 kg	3	06技研：RA-221 撤去
③	担架	外形寸法：1,850×720×290 (H) 材質：主要部…ステンレス シート、ワットほか…プラスチック類 質量：30 kg	3	06技研：RA-311 撤去
④	機械浴室開閉器総	結構図参照	1	そのまま再使用する。 既設



介護浴槽 給水・給湯・電源接続 S=1/50



特記	図示の介護用入浴機器を撤去する。(付属の接続給水管等も含む)				北海道労働特別介護施設(ウアラサ岩見沢)	
	既設介護用入浴機器は適切な産廃処分を行う。				機械浴室(既設・撤去) 平面図	
				S=1/50		W-04
				北海道労働局総務部		